

生活家電の貸与に係る申込書

静岡県知事 様

以下「誓約・同意事項」及び裏面の留意事項に誓約・同意の上、生活家電の貸与を申込みます。

申込内容			
家電種類	希望の有無	家電種類	希望の有無
TV24型	有 ・ 無	エアコン(6-8畳)	有 ・ 無
洗濯機4.2kg	有 ・ 無	冷蔵庫140L	有 ・ 無
洗濯機7kg	有 ・ 無	冷蔵庫250L	有 ・ 無

申込者	
フリガナ	
氏 名	
連絡先	TEL
設置時立会人者(同上の場合は記載不要)	
フリガナ	
立会人者	
連絡先	TEL
お届け先	
住所	〒
	エレベーター 有 ・ 無
アパート名 県営住宅名	号室
配達希望日※	令和 年 月 日 () ※応急仮設住宅の場合、原則、入居日の翌日

※配送業者の状況等により、希望と異なる配達日となる場合があります。その場合は、上記連絡先に業者からご連絡いたします。

※配達・回収ともお時間の指定はできませんので予めご了承ください。(前日には大体のお時間帯をお伝えいたします)

誓約・同意事項	
☐	(エアコンを貸与希望の場合)今回入居予定の応急仮設住宅又は県営住宅には、附属設備としてエアコンは設置されておりません。
☐	本申込書の内容確認のため、静岡県又は業者から申込者へご連絡する場合があります。
☐	本申込書及び関係書類について、業者及び関係市町に提供することに同意します。
☐	静岡県からの求めに応じて、追加で関係書類の提出を行う場合があることに同意します。
☐	貸与後、本申込書の記載事項が虚偽であることが判明した場合は貸与物品を返還します。

----- 以下、静岡県・市町記載欄 -----

賃貸型応急住宅又は県営住宅入居決定日	年 月 日 ()
備考欄	番号 借上 ・ 県
	受領印

令和7年 10 月14日静岡県作成

令和7年9月台風第 15 号災害での生活家電貸与に当たっての留意事項

(1)申込「前」の留意事項

- ・貸与する生活家電(以下「貸与物品」)の仕様は静岡県が指定するものとします。
- ・貸与物品の配送・設置・回収等は下記(3)に記載の業者が行います。
- ・貸与物品は、全て中古品となり、各家電種類ごと最大1点の貸与となります。
- ・エアコンについては、入居予定の応急仮設住宅又は県営住宅に附属設備として、既に設置済みの場合は、貸与対象外となります。
- ・エアコンを設置する場合は、事前に貸主の許可を得るようにしてください。
- ・貸与できる期間は、応急仮設住宅又は県営住宅入居期間中に限ります。
- ・今回の貸与期間は、令和8年3月 31 日までとなります。貸与期間満了近くになりましたら、事前に、県から申込者へ事務連絡をさせていただきます。
- ・応急仮設住宅の入居申請と同時に生活家電の貸与を申し込む場合、貸与物品の配達日は、最速で入居日の翌日となります。それより後の日を御希望の場合は下記(3)の県へ連絡ください。

(2)申込「後」の留意事項

- ・申込内容(配達希望日含む)に変更があった場合は、速やかに静岡県までご連絡ください。
- ・納品完了前にご連絡をいただければキャンセルが可能です。
- ・万が一、貸与物品に不良が生じた場合は代替品の手配をします。
- ・洗濯機のゴミ取りフィルター等消耗品は下記(3)の業者にご連絡いただければ、無料でお送りします。消耗品の取替作業は申込者において行ってください。
- ・貸与期間満了日以前に返却することは可能です。返却の一週間前までにお申し出ください。
- ・貸与物品を応急仮設住宅又は県営住宅以外の場所に移設し利用することはできません。また、申込者以外の方への又貸しはできません。
- ・貸与物品引渡し後に生じた事故処理にかかる費用は、県は負担しません。
- ・申込者が貸与物品の使用により生じた事故について、県及び業者は損害賠償等の責任を負いません。

(3)お問い合わせ先

	連絡先	お問合せの例
県	【生活家電の貸出調整のお問合せ】 静岡県経済産業部総務課 054-221-2606 受付時間 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)	・ 申込内容（配達希望日含む） の変更の連絡 ・ キャンセルの場合の連絡 ・ 貸与期間前の返却の連絡
業者	【生活家電が貸与された後のお問合せ】 株式会社サークルランド 0120-97-8249 受付時間 9:00～18:00 (日曜・祝日を除く)	・ 貸与物品に不良が生じた場合 の連絡 ・ 洗濯機のゴミ取りフィルター 等消耗品の交換の連絡

※業者へ直接連絡する場合は静岡県のレンタル家電の件とお伝えください。